

皆様に、最新の**労働災害情報**をおとどけしています！

災害発生情報 No.96

2017. 2. 14
(一社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各社の安全衛生管理活動にご活用ください。

業種	貨物自動車運送業	経歴	28年	年齢	56歳	男女	男性
発生月	11月		発生時刻		13時 30分		
発生状況	荷の積み込み作業を終え、荷台上で移動した際にバランスを崩し、落下した。						
負傷の程度／部位	右橈骨骨折			休業見込		3週間	

◆ 再発防止のアドバイス

○全産業における労働災害の全数が長期的に減少する中、陸上貨物運送事業の労働災害は、長らく減少に至っていません。そこで、厚生労働省では、荷役作業における労働災害の防止を目的として、平成25年に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。同ガイドラインは、陸運事業主の皆様に限らず、荷主、配送先、元請事業者の皆様に取り組んで頂くべき事項を具体的に定めています。

○本件災害については、被災者の事業主である、陸運事業者が、作業者に保護帽を着用させることや、安全帯の使用をすべき場所であれば安全帯を使用させること、また、作業手順書を定め安全衛生教育を行うこと、各種用具の点検を行わせることなどが必要になりますが、荷主の会社様でも、プラットホームや架台の設置により、荷台上での作業が避けられなかったか、ご検討をお願いしたいと思います。荷台上での作業は、やむを得ない場合に限られます。



◆ **コメント** ◆ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」では、荷主の実施事項として、運送業者との協議の場の設置や、安全作業連絡書による役割分担の通知などが求められています。陸運業者さんの会社に伺って、荷主と協力してこれらの運用を行うようお願いすると、「仕事を貰っている立場上、こちらから言い出しにくい」とのご意見を頂き、荷主業者さんにお問い合わせすると「作業をしている運送屋さんに改善点を言って貰わないと具体的に何をしたらいいのかわからない」とのご意見を頂くことがあります。平成23年8月24日、筑西労働基準協会と、陸災防水戸線分会の間では、共同宣言が締結され、お互いに共同、協力して取り組むことを宣言しています。厚生労働省では、荷主様向けのリーフレットも作成していますので、どのような取り組みが自社で可能か、参考として頂ければと思います。

【お願い】 この記事は、筑西労働基準監督署のご協力により作成し、随時お届けしています。お届けしている災害情報はすべて実際に発生した事故ですが、わかりやすいように一部加工する場合があります。